

## 共同利用施設での販売（市場内で組合員・賛助会員として販売するまでの流れ）

### 正組合員（生産者）

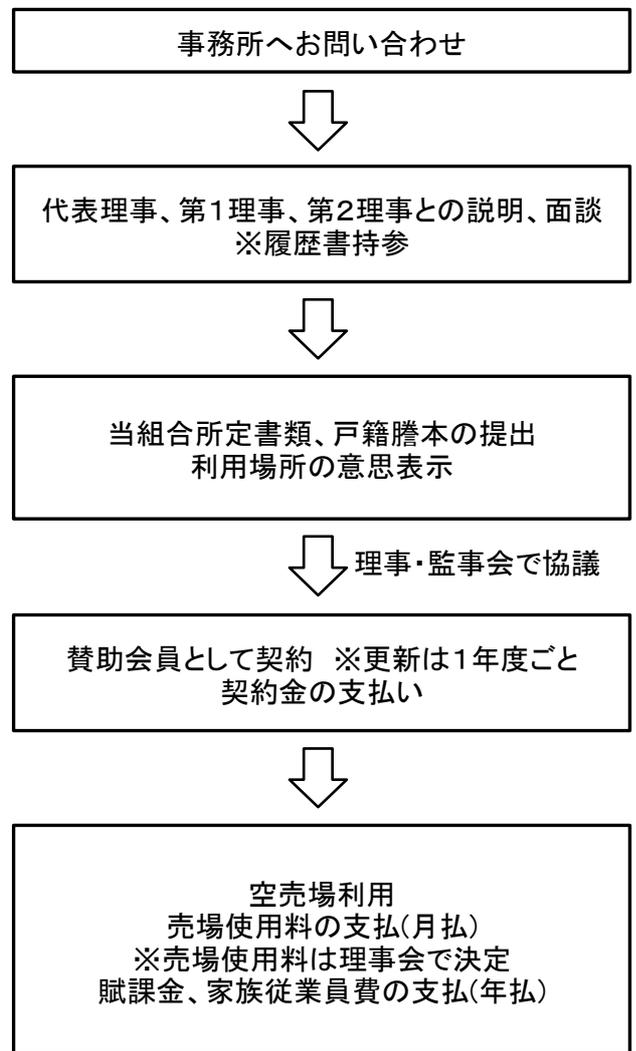
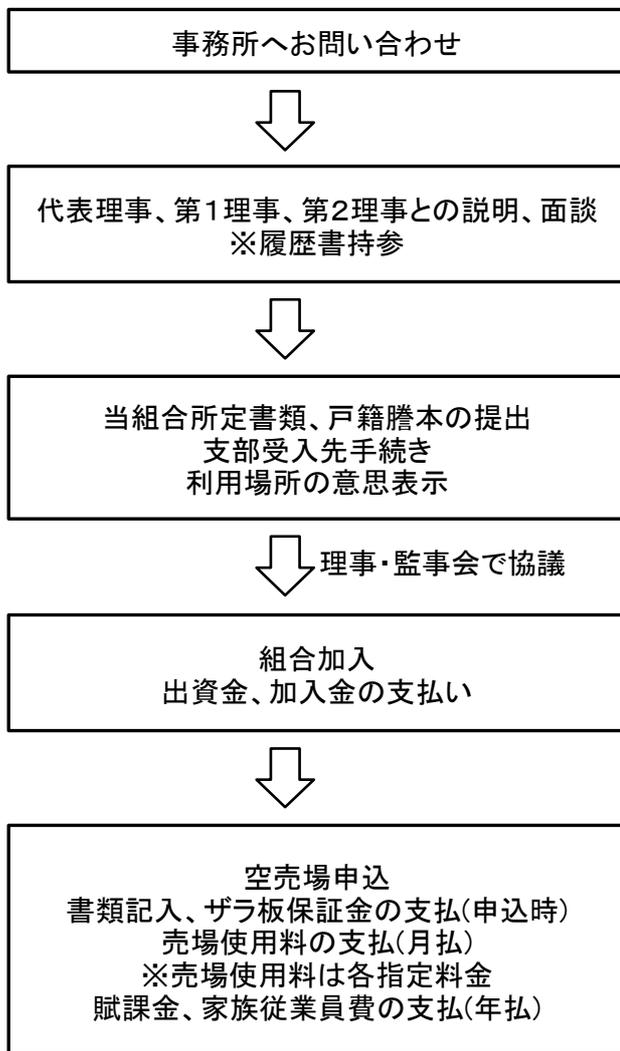
- 5畝歩以上の土地で花卉園芸を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所が愛知県（北設楽郡を除く）一円の区域にあるもの。
- 1年のうち90日以上花卉園芸に従事する農民で、住所が愛知県（北設楽郡を除く）一円の区域にあるもの。

### 賛助会員

- 定款55条の適用により、組合発展の為に寄与させる事ができるもの。

### 准組合員（仲卸）

- 愛知県（北設楽郡を除く）一円の区域に住所を有する個人で、当組合の施設の利用が適当だと認められるもの。



花卉の生産能率を上げ、社会的地位を高めることを目的とした組合です。  
詳しくは事務所までお問い合わせ下さい。